

平成 29 年度 税制改正要望

平成 28 年 10 月 24 日
公益社団法人日本農業法人協会

1. 収入保険制度に係る税制措置の創設（法人税）

平成 29 年 1 月の通常国会の提出を目途に検討中の収入保険制度は、確定申告書に添付した決算書に基づいて収入を把握して保険金が支払われる仕組みとなっているため、減収年度の翌年度に保険金収入が発生することになる。このことから、翌年度の税負担が過大になることが懸念される。

このため、収入保険制度の保険金については、農業者が加入しやすくなるよう、何らかの税制措置を講じること。

【理 由】

現在設計中の収入保険制度では、保険金は減収年度の翌年度に支払われることになっており、その結果、翌年度の所得に上乘せされた保険収入に対して、個人事業者において累進税率による高めの税率が適用されるだけでなく、法人においても中小法人の年 800 万円以下の所得に対する軽減税率が適用できなくなれば税負担が過大になる。

2. 相続税納税猶予制度の市街化区域への拡充と農地底地権の物納制度の創設（相続税・所得税）

平成 28 年 5 月、都市農業基本計画が閣議決定され、その中で税制上の措置に対して検討を行うとある。検討・改正にあたっては、農業用施設用地及び山林・平地林・屋敷林等について評価額の減額など固定資産税や相続税の軽減措置を講ずるとともに、市街化区域においても、農地を賃貸しても相続税納税猶予が継続する制度にすること。

また、永小作権や地上権に基づいて農地・農業用施設用地等の利用を継続しながら、相続人が底地所有権を物納することによって納税資金を準備しなくても相続に対応し得る制度の創設を求めるとともに、農地・農業用施設用地等の永小作権・地上権の農業法人への無償譲渡や現物出資に係る譲渡所得課税の特例措置を講ずること。

【理 由】

都市農地については、農産物の供給機能と同時に地域住民の災害時の避難場所や食育など教育の場、緑地としての憩いの場など多様な価値に着目し、都市農業の維持に必要な農業用施設用地や山林・平地林・屋敷林なども含めた税の軽減措置によって市街化区域内農地を維持する必要がある。

農地法改正に伴い、市街化区域以外においては、農地を賃貸しても相続税納税猶予が継続する制度が実現したが、市街化区域内において農地を賃貸しても相続税納税猶予が継続する制度の実現を求めるものである。

法人化にともない農地・農業用施設用地等の土地を法人に譲渡した場合、都市部の地価が高いことから、多額の譲渡所得税が生ずることとなり、都市部における農業経営の法人化の妨げとなっている。

また、農業の継続意思の証を示したい都市農業者のために、底地所有権の物納制度を創設することによって相続税納税猶予とは別の選択肢を用意する必要がある。

3. 養豚経営安定対策事業の負担金の損金算入（法人税）

養豚経営安定対策事業において、基金に係る負担金に支出した場合、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金算入できるようにすること。

【理由】

養豚経営安定対策事業の負担金の拠出は養豚経営のために必要なものであり、負担金は本来、損金又は必要経費に算入すべきものと考えられる。肉用牛肥育経営安定特別対策事業においては、負担金は損金又は必要経費とすることができることから、養豚においても同様にすべきである。

4. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業の負担金の無事戻しの課税繰延べ措置（法人税）

多額の無事戻しが出た時に一度に課税されて負担が大きくなるため、基金の無事戻しにおいては税の繰り延べが出来るようにし、負担軽減を図ること。

【理由】

特に大規模経営体においては負担金が多い分、無事戻しも多額となる。多額の課税所得の発生により税負担が大きくなるため、軽減措置が必要である。

5. 非上場株式の相続税・贈与税猶予制度の猶予解除条件の緩和について（相続税・贈与税）

非上場株式等の相続税・贈与税納税猶予制度について、「申告期限後5年間の平均で、相続開始時の雇用の8割を維持できなかった場合、納税猶予税額の納付をすることとなる」条件を緩和すること。

【理由】

中小企業庁のデータによると、雇用要件の緩和など事業承継税制の新制度が施行された平成27年の認定件数は、過去6年間の平均の約2.6倍の456件となっている。また、贈与税の認定件数が増加しており、計画的な事業承継の促進に繋がっている。

小規模事業者においては、特に雇用要件が高いハードルになっているため、雇用維持割合の緩和を行うことで早期・計画的な事業承継を後押しする。

6. 生産資材及び流通加工の業界再編を進めるために必要な税制優遇措置について（登録免許税、法人税、固定資産税等）

農業の生産資材及び農産物の流通・加工について、生産・流通構造の改革を進めて業者間の適正な競争を実現することで、農業者にとって有利な資材や販路を選択できる環境を整備する必要がある。このため、過剰供給状態の業界における業者間の合併や寡占状態の業界における新規参入の促進などの業界再編を促す税制措置を講じること。

【理 由】

当協会が提言する生産資材価格引下げや自由に資材調達できる環境・構造の実現にあたっては、適正な競争が行われるよう業界再編を進める必要がある。規制改革推進会議での議論でもあり、業界再編のためには法規制の見直しや独占禁止法の運用などあらゆる手法を活用すべきであり、その一つとして税制優遇措置についても検討すべきである。

7. 農業法人を対象としたベンチャー投資促進税制の拡充（法人税）

同業他社の経営再建を支援する目的で出資した農業法人に対し、当該出資額を基準とした限度額以内の損失準備金積立額の損金算入を認めるようベンチャー投資促進税制を拡充すること。

【理 由】

特に畜産経営においては、既存の施設が一度無くなると再度営農地を確保することは困難となっている。また、経営破綻に陥る前に経営資源を有効活用した上で、優良な同業他社が支援する仕組みを構築することは、農業の経営確立・産業化にも寄与する。

平成26年度の税制改正により、ベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業へ投資した企業について、損失準備金として出資額を損金算入できる、「ベンチャー投資促進税制」が創設されている。同制度は、ファンド組成した上で、ベンチャー企業に投資する仕組みであるが、経営再建・再生を目的とした場合、生産技術やノウハウを同業他社等が直接投資することが効果的である。こうしたことから、経営再建・再生を目的に同業他社が直接出資した場合に、その出資額の積立ても可能とするよう制度の拡充が必要である。

なお、経営再建・再生が目的とした仕組みであり、よりリスクの高い投資となることから、出資額はベンチャー投資促進税制の上限80%ではなく、100%の積み立てを可能とするべきである。

8. 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置（相続税・贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合に納税猶予を継続する措置を設けること。

【理 由】

機械の大型化などに伴い作業の効率化のために農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合に、地域の税務署などの運用によっては農地の納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に借地の場合、所有者の承諾を得ることができないため、生産性の向上が阻害されているが、納税猶予の適用判断が地域の税務署などで異なる運用がなされている場合、経営耕地の多くが借入農地である大規模経営体においては、地主の了解を得て地域の税務署などと協議することは、借り手という立場から困難である。相続税においても公共の用に供する私道の価額は評価しないことになっており、これに担税力を求めるのは不合理である。

9. 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設(法人税)

農地を賃貸した個人も参加して畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う、地域資源管理法人（一般社団法人：非営利型法人）が行う農作業に係る請負業については法人税の収益事業から除外すること。

【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。しかし、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。

また、日本型直接支払（多面的機能支払）や地域集積協力金の創設を踏まえて、利用権設定をした地権者が参加した一般社団法人（非営利型法人）などを組織して農地管理作業を実施し、耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積を促進する必要がある。

しかしながら、一般社団法人（非営利型法人）が、日本型直接支払や地域集積協力金を原資として農地等の管理活動を行っても収益事業に当たらず、法人税の申告を要しないものの、農業法人等から畦畔の草刈りや水稻の水管理などの作業を受託した場合には請負業（収益事業）として区分経理が必要となるため、赤字であっても法人税の申告が必要になるなど事務負担が大きくなる。

現行税制では、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている非営利型の一般社団法人など「特定法人」について農作業のために行う請負業が収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない一般社団法人（非営利型法人）が農作業のために行う請負業についても収益事業から除外すべきである。

10. 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

幅広いリスクに備え、経営の多角化を促進するために、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の適用期限を延長すること。

【理由】

農業を持続可能な産業としていくには補助金に頼らない経営ノウハウは必要だが、人材不足や資金調達に苦慮している状況に鑑み、自助努力と交付金で確保した利益を内部留保し、最適なタイミングで農地の取得や設備の更新が出来るよう、制度の延長が必要である。

11. 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長(不動産取得税)

農業経営者が農業経営基盤強化促進法に規定する農地利利用集積計画に基づき、農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

【理由】

農業振興のためにも農地を取得して集積を図り、経営改善を図るための支

援策は継続させること。

12. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）

現行の農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を延長すること。

【理由】

肉用牛の売却に係る所得の課税の特例措置は、肉用牛経営の安定的な継続に寄与していることから継続を要望するもの。

13. 中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除措置期限の延長・拡充（法人税、所得税）

中小企業等投資促進税制（中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%））を延長すること。

また、畜産の現場などではアンモニアや塩分等の影響によって実際の使用可能期間が短くなっていることから、償却期間の短縮が求められる。このため、畜産で使用する換気扇など特定の器具備品についても中小企業等投資促進税制の対象とするよう制度を拡充すること。

【理由】

経営の維持・拡大・発展には設備投資を促進する税制が必要不可欠である。また、TPPによる国際競争の激化のなかでの農畜産業の発展を考えた場合、経営実態に応じて設備を早期に償却できる措置を講ずる必要がある。